民間教育訓練機関の活用の際は、効果的な訓練の実施のため、就職実績に応じた支払制度によりインセンティブの付与を積極的に行い、また、訓練の受講者の選択に資するような仕組みとしての情報提供を行っていく必要がある。

また、国は、民間教育訓練機関の活用の際は、民間教育訓練機関による公的な職業訓練の適正な実施に関する基準を設定するとともに、その基準に照らし職業訓練が適切に行われているか確認する必要がある。

国は、業務が定型化・標準化し、都道府県においても実施が可能となった民間教育訓練機関への委託訓練については、可能な限り都道府県に任せるとともに、これまで国が蓄積してきた委託訓練に係るノウハウを都道府県に提供し、委託訓練が円滑に行われるようにする必要がある。

併せて、訓練の受入れ先として大学等の専門教育機関を活用し、これらの機関と連携してカリキュラムの開発を行うことも必要である。

③　国は、我が国全体としての職業能力開発の実施体制を整備するに当たり、中央訓練協議会や地方訓練協議会において、教育機関や関係行政機関と連携しつつ、労使団体・業界団体等からの訓練ニーズを把握し、職業訓練のユーザーである労使等のニーズをこれまで以上に踏まえた職業訓練とするとともに、職業訓練の実施機関の調整等を行うことで、訓練の質と量を確保する必要がある。また、産業構造の変化や技術革新に対応して企業のニーズに合った人材を確保するため、公共職業訓練の訓練基準の見直しを進め、ＰＤＣＡサイクルにより、訓練科目の改廃、訓練カリキュラムの不断の見直しを行う必要がある。

公　告

諸　事　項

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 23 年４月 15 日

関東地方整備局長　下保　　修

1　処分をした年月日　平成23年２月15日

2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　産業振興株式会社　神永　信一　東京都江東区亀戸１－５－７　国土交通大臣許可（特―21）第9598号

3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（建築工事業、大工工事業、左官工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業及び建具工事業に関する特定建設業の許可）

4　処分の原因となった事実　平成22年10月４日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 23 年４月 15 日

関東地方整備局長　下保　　修

1　処分をした年月日　平成23年２月15日

2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　東鉄創建株式会社　早川　幸博　東京都千代田区鍛冶町２―11―３　国土交通大臣許可（般―19）第21463号

3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（管工事業に関する一般建設業の許可）

4　処分の原因となった事実　平成22年10月４日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 23 年４月 15 日

関東地方整備局長　下保　　修

1　処分をした年月日　平成23年２月15日

2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　三菱レイヨン・エンジニアリング株式会社　三島　研一　東京都港区港南１－６－41　国土交通大臣許可（特・般―18）第6666号

3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（消防施設工事業に関する一般建設業の許可並びに土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業、屋根工事業、電気工事業、管工事業、タイル・れんが・ブロツク工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、機械器具設置工事業、水道施設工事業及び清掃施設工事業に関する特定建設業の許可）

4　処分の原因となった事実　平成22年10月５日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 23 年４月 15 日

関東地方整備局長　下保　　修

1　処分をした年月日　平成23年２月15日

2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　新日軽東京センター株式会社　吉田　　顯　東京都中央区日本橋馬喰町２－３－３　国土交通大臣許可（特―21）第21012号

3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（建築工事業及び鋼構造物工事業に関する一般建設業の許可）

4　処分の原因となった事実　平成22年10月５日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 23 年４月 15 日

関東地方整備局長　下保　　修

1　処分をした年月日　平成23年２月15日

2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　神鋼商事株式会社　村瀬　敬一　東京都中央区日本橋１－２－５　国土交通大臣許可（特―17）第5754号

3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（管工事業及び機械器具設置工事業に関する特定般建設業の許可）

4　処分の原因となった事実　平成22年10月６日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 23 年４月 15 日

関東地方整備局長　下保　　修

1　処分をした年月日　平成23年２月15日

2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社松竹園　宝谷　鉄明　東京都足立区東保木間１－６―20　国土交通大臣許可（特―19）第8772号

3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（土木工事業、とび・土工工事業及びほ装工事業に関する特定建設業の許可）

4　処分の原因となった事実　平成22年10月７日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 23 年４月 15 日

関東地方整備局長　下保　　修